

牟岐応援チケット事業 実施要領

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で低迷している消費を回復させるため、全町民に牟岐応援チケット（以下「応援チケット」という。）を配布し、消費活動を喚起し、地域振興と経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 応援チケットの概要

- (1) 名 称 牟岐応援チケット
- (2) 発 行 者 牟岐町商工会
- (3) 発行見込額 総額6,000万円（推定）
- (4) 発行内容 4,100冊（共通券1,000円×13枚、飲食店限定券500円×4枚）
応援チケットに通し番号を記載する
偽造防止措置を講じる
- (5) 使用期間 令和3年7月1日（予定）～9月30日
- (6) 配布方法 6月下旬までに世帯主あてに世帯人数分の応援チケットを送付
- (7) 対 象 者 令和3年4月1日において、牟岐町住民基本台帳に記載されている町民全員（外国人も含む）
また、令和3年4月2日から令和3年9月30日までに出生、転入等により新たに牟岐町住民基本台帳に記載されている町民
- (8) 使用区域 取扱加盟店に登録された牟岐町内の店舗（小売、飲食、サービス業など）

3. 応援チケット取扱い厳守事項

- (1) 使用店舗において使用期間内に限り利用できる。使用期間を過ぎた応援チケットは受け取らないこと。
- (2) 応援チケットの交換又は売買、譲渡、現金との交換は禁止する。
- (3) 応援チケット額面以下の利用については、釣り銭は支払わない。また不足する場合は、現金等で受け取ること。
- (4) 応援チケットの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責任を負わない。

4. 応援チケットの利用対象にならないもの

- (1) 出資や金融商品の購入、債務、公共料金の支払い（税金（車検時の法定費用を含む）、振替代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 換金性の高いものの購入（有価証券、ギフト券、ビール券、図書カード、店舗独自に発行する商品券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等）
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等）
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ

(6) その他牟岐町が指定するもの

5. 応援チケットの不正使用の防止

下記の要件を一つでも満たした場合は、取扱加盟店の登録を取り消すとともに、不正に利用した金額を返還する。

- (1) 取扱加盟店は自分の店の事業活動に伴い使用する原材料、機械類及び仕入商品等に応援チケットを使用
- (2) 店舗同士による不正
- (3) 応援チケットを他人に売却
- (4) その他、応援チケットの目的に反しての悪用

6. 応援チケット取扱加盟店の登録

登録を希望する事業者は、下記の要件をすべて満たすものとする。また、登録料等は無料とする。

- (1) 加盟店の登録を受けようとする者は、加盟店登録申請書に必要事項を記入して牟岐町商工会へ提出する。ただし、飲食店限定券の取扱加盟店の登録は主として飲食業（喫茶）等を営む事業者。
- (2) 町内で事業を営む法人又は個人。
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗等の営業を行っていない。
- (4) 政治又は宗教活動等を目的とする事業を行っていない。
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていない。
- (6) 牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でない。
- (7) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染症対策が十分に講じられている。
- (8) 町の広報媒体やホームページ等への掲載に同意する。

* 応援チケット取扱加盟店の応募期間

令和3年4月15日から令和3年4月30日までに牟岐町商工会へ加盟店登録申請書を提出するものとする。それ以降は、随時募集する。

7. 応援チケットの利用・換金

応援チケットはあらかじめ登録された取扱加盟店（町内事業所）で利用することができる。

- (1) 料金をいただく際に応援チケットを渡されたとき、応援チケットを回収し、設定料金から値引きしてから料金をいただく。

消費者が応援チケットを汚損した場合は、全体の3分の2程度残っており、応援チケットと確認できる場合であれば、通常取引を行う。

- (2) 7月6日から10月5日(予定)までを換金期間とし、毎週火曜日に牟岐町商工会で受付する。
- (3) 所定の応援チケット換金請求(領収)書に必要事項を記入し、使用済の応援チケットと両方あわせて牟岐町商工会へ持参する。
- (4) 換金方法は、受付時に牟岐町商工会から小切手を発行する。

*応援チケットの使用期間は、令和3年7月1日(予定)～9月30日までとする。
ただし、期間中でも、感染状況等により事業を変更、中断、中止する場合がある。

8. 事業PR

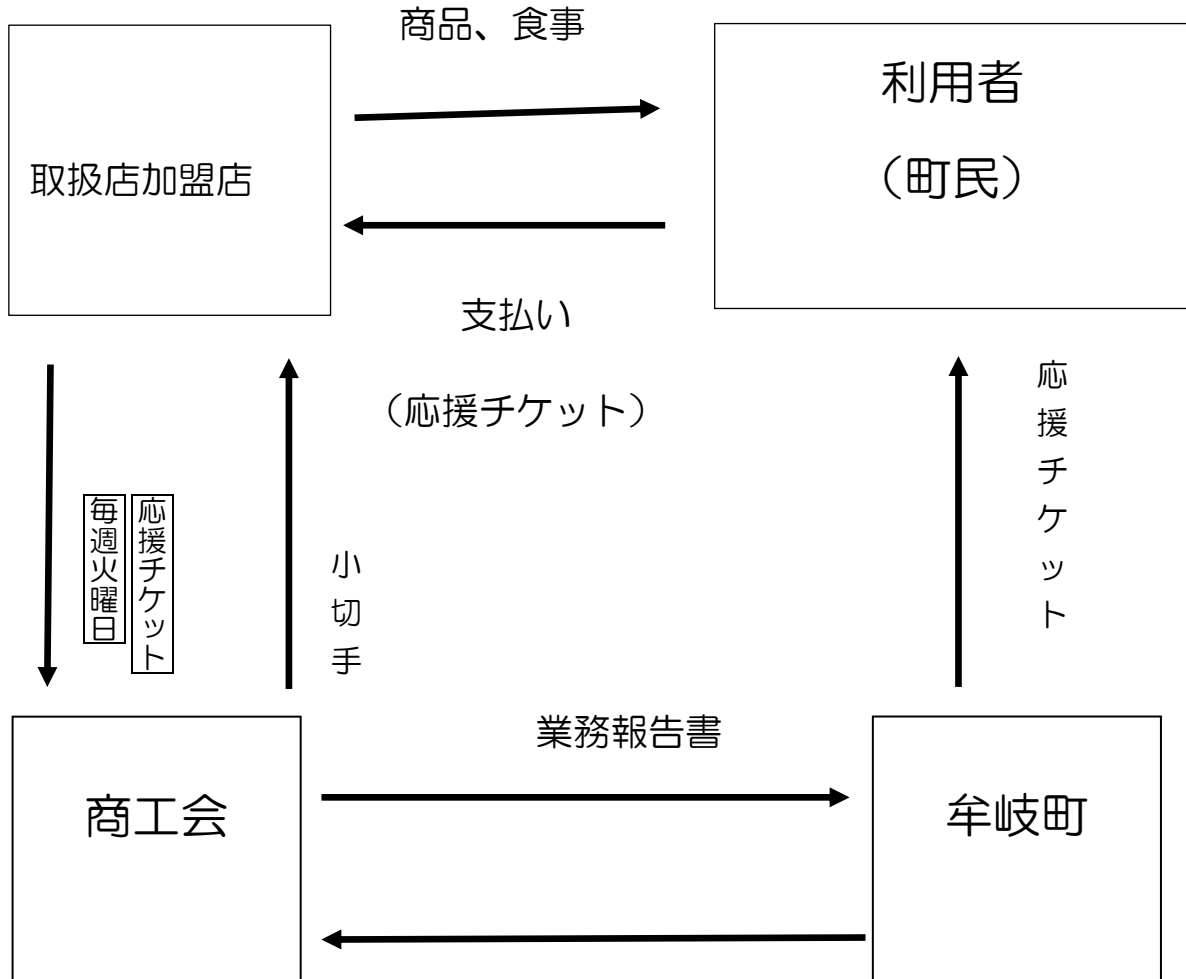
牟岐応援チケット事業について、牟岐町ホームページでもPRするが、各取扱加盟店のHPやSNSでも可能な限り、PRを行い、関係機関と連携して、利用促進に努める。

PRする際は、キャンペーン名「牟岐町応援キャンペーン」として、統一する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

牟岐町応援チケット事業の流れ



業務委託

- 取扱加盟店申請受付業務
- 換金業務
- 周知チラシ作成・配布業務
- 応援チケット作成業務

牟岐町応援チケット事業における取扱加盟店登録申請書兼誓約書

令和 年 月 日

牟岐町商工会

会長 横尾 政明 様

申請者

法人・代表者

又は個人（事業主）

⑩

牟岐町応援チケット事業において、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、取扱加盟店として登録したく、下記のとおり申請します。なお、申請にあたり牟岐町応援チケット事業実施要領を遵守することに同意します。

また、応援チケットの取扱いに関し不正行為をしないことを誓約し、万一それが発覚した場合には相応の請求に応じることを了承し、併せて、ここに記載した内容には虚偽がないことを誓約します。

記

区 分	共通券 ・ 飲食店限定券
店舗名称	*取扱店一覧へ記載する名称を記載してください。
所在地	牟岐町大字
業種等	
主な取扱品	
事務担当者 氏名	
連絡先	TEL : FAX : Email :

*飲食店限定券の取扱いを希望される事業者は、主として飲食業（喫茶）等を営む事業者とする。また、喫茶営業又は飲食店営業許可証の写しを添付してください。

*商工会会員以外の方は、事業を実施していることが分かる書類を添付してください。（事業開始届の写し等）

『牟岐町応援チケット事業』換金請求書

牟岐町商工会
会長 横尾 政明 殿

以下の金額を請求します。

請求金額							枚 数 (1,000 円券)	
							1,000 円券 ×	
						円	500 円券 ×	
							枚	

* 別途、使用済(当社の押印済)応援チケットを添付します。

商工会に用紙はありますので、印鑑と応援チケットを持参してください。

『牟岐町応援チケット事業』換金領収書

牟岐町商工会
会長 横尾 政明 殿

以下の金額を領収しました。

領収金額						
						円

令和 年 月 日

事業所名

代表者名

